

議案第18号

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月26日提出

大田原市長 津久井 富 雄

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大田原市附属機関設置条例（平成25年条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表市長の部中

「

大田原市バイオマス産業都市構想策定委員会	バイオマス産業都市構想の策定等に関する事務
----------------------	-----------------------

」

を

「

大田原市バイオマス活用推進協議会	バイオマス産業都市構想の方針の決定、進捗管理、評価及び見直しに関する事務
------------------	--------------------------------------

」

に改める。

同表教育委員会の部大田原市なす風土記の丘湯津上資料館運営懇談会の項の前に次のように加える。

大田原市史編さん懇談会	市史編さんの基本方針案の作成に関する事務
-------------	----------------------

同表教育委員会の部大田原市なす風土記の丘湯津上資料館運営懇談会の項の次に次のように加える。

大田原市歴史文化基本構想策定委員会	歴史文化基本構想の策定に関する事務
-------------------	-------------------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表教育委員会の部大田原市なす風土記の丘湯津上資料館運営懇談会の項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。